



tsunagu MASHIKI

益城町つなぐ補助金 説明会

はじめに

熊本地震の発災から、まもなく 10 年を迎えます。「10 年」という数字そのものに特別な意味があるかどうかは分かりません。しかし、この 10 年間、益城のみなさんとともに積み重ねてきた日々や取り組みには、何にも代えがたい大きな価値があります。

その価値を、10 年という節目にあらためて見つめ直し、そして“10 年先、20 年先、さらにその先の未来へつなげていきたい”という願いを込めて、『つなぐ補助金』事業を施行いたしました。

はじめに

この補助金を通して、みなさまの活動をあらためて教えていただき、熊本地震を契機に広がってきた取り組みのさらなる発展に、少しでも力になれば幸いです。

さいごに、本事業での皆さまとの協働が、町内外へ向けた発信を兼ねております。これまで益城の復興に関わってくださった多くの方々への感謝が届けられる契機となることを願っています。

益城町つなぐ補助金とは

益城町が平成28年熊本地震から10年を迎えるにあたり、みなさまと歩んできたこれまでの歩みを「ふりかえり」、活動をさらに「ひろげ」、未来へと「つなぐ」活動に補助金を交付する事業です。

1 ふりかえる事業

- ・熊本地震のことやその後の活動を振り返る事業
- ・これまでの支援への感謝を伝える事業

例：

避難所・仮設団地の同窓会、復興のあゆみ動画の作成など

2 ひろげる事業

- ・これまでの活動を発信する事業
- ・活動に関する専門家を招へいする事業
- ・地域同士、団体同士の交流事業および共同事業

例：

活動記録誌・写真集の作成、勉強会の開催、PR イベントの実施など



3 つなぐ事業

- ・熊本地震の記憶を継承する事業
- ・熊本地震から 10 年で積み上げた経験や活動、まちづくりを継承・発信する事業
- ・災害の備えや対応を実践する事業

例：

シンポジウムの開催、記録の作成、まちづくり WS、まちあるきの実施、避難訓練の開催など

事業について：補助対象事業

補助対象事業の申請期間

令和 7 年 11 月 1 日 から

補助対象事業の実施期間

令和 8 年 1 月 1 日 から 令和 8 年 12 月 31 日 まで

補助金交付対象団体

補助金の申請をするには、以下をすべて満たす必要があります。

- (1) 町内に活動拠点のある **5人以上**で構成される団体であること。
- (2) **定款、規約、規則等**の組織の運営に関する定めを有し、事業責任者、会計責任者等を明確にしていること。
- (3) 団体の**代表者が町内に居住**していること。
- (4) 町税等を滞納していないこと。

補助金交付対象団体

補助金の申請をするには、以下をすべて満たす必要があります。

(5) 補助金に係る活動の透明性及びその活動の活動周知のため、**活動内容等の公表に賛同できる団体**であること。

(6) 申請しようとする事業を実施する前に、**町の広報媒体への掲載依頼**又はその他の手段を活用した**広報活動**を行うこと。

補助金交付対象団体



※活動拠点が益城町内であること

事業について：補助金交付対象団体

申請の回数

補助金の交付の申請は、1団体につき**1回**となります。

※団体名称が異なっていても、構成員等から同一団体とみなされる場合は、一つの団体とみなします。

補助金の額

1団体あたり**上限 30万円**（対象経費合計額の10/10以内）

※補助金を受けることによって収益が生じる場合は、補助金の額から収益相当額を控除したうえで補助金の額を算出します。

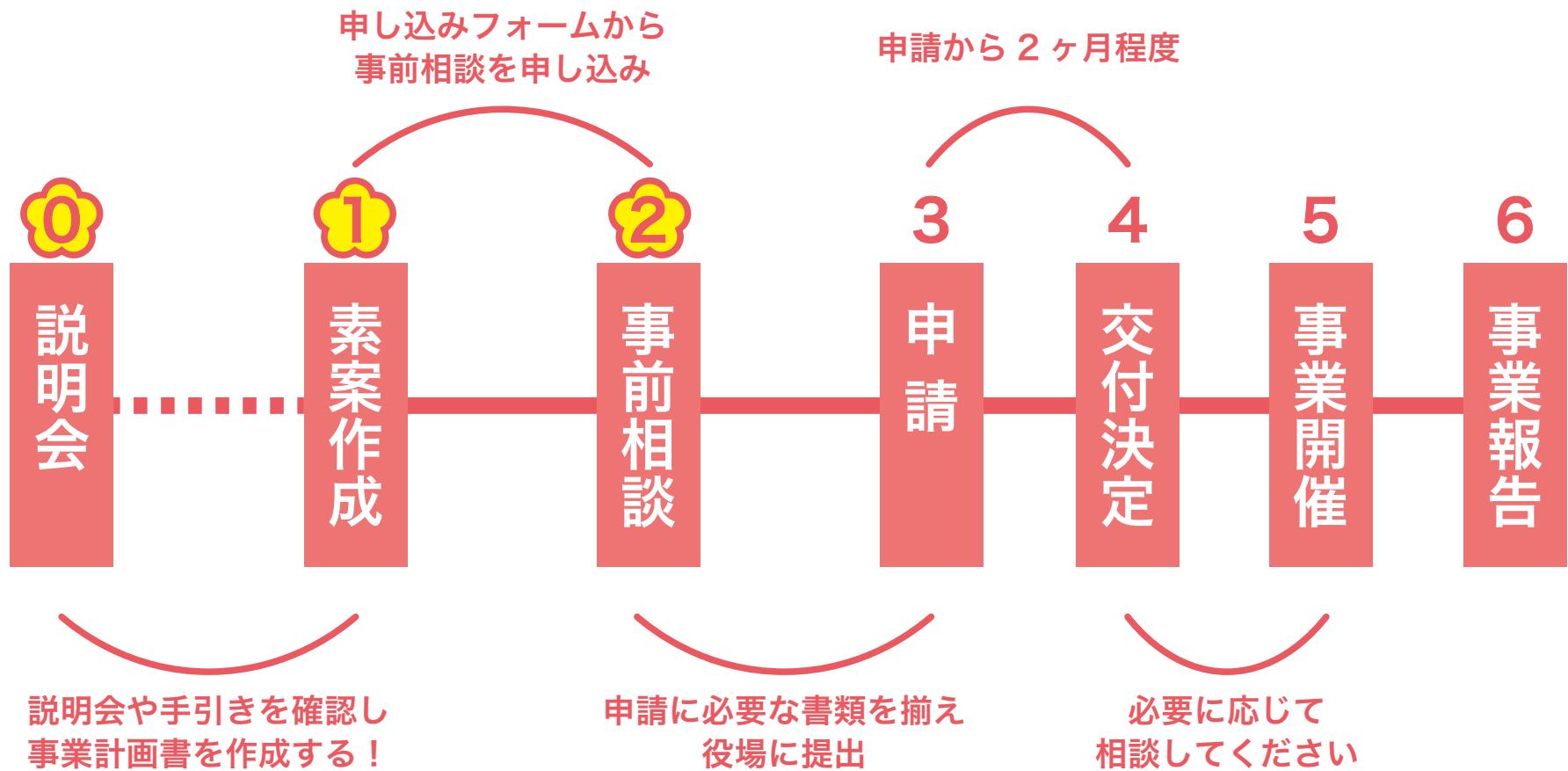
※助成金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てます。

補助の対象となる経費は、下の表のとおりです。ただし、個別の経費項目が補助対象経費の合計額の3分の2を超えることはできません。

報酬費	講師謝礼、専門的技能を有する協力者への謝礼等
旅費	講師等の交通費 ※領収書が発行可能な公共交通機関のみとする ※距離にかかわらず1人当たり上限5万円とする
消耗品費	事業に必要な消耗品の購入費 ※単価3万円未満（消費税を除く）のものとする ※販売品に関する費用が対象外とする ※景品代（賞金、金券等を除く）に関する費用は、 単価1万円以下（消費税を除く）とする

食糧費	事業実施に必要不可欠と認められる費用 ※1人当たり上限2,000円とする
役務費	事業の実施または連絡ように使用する郵送代、保険料、広告料、各種手数料、運搬料
印刷・ 製本費	チラシ、ポスター、パンフレット、冊子などの印刷 製本費（ウェブサイトの作成費用および更新費用（補助対象期限内に限る）を含む）
使用料・ 賃貸料	会場使用料および事業に必要な物品などの借上料
委託料	会場設営や音響、照明などの専門業者への委託料

事業について：補助の対象となる経費



- ・梅マークがつなぐ補助金事業の特徴です
- ・R.8 4月開催を目指の場合は、**1月末を目処**に申請お願いします

申請のながれ

益城町
つなぐ補助金

申請に関するご案内

益城町つなぐ補助金申請から交付までの流れは下図1～6の通りです。なお、申請する際には、あらかじめ益城町集落支援員に事前相談を行い、必要な書類を益城町に提出してください。

右記チェックリストを確認する
1 素案作成
申し込みフォームから事前相談を申し込み
2 事前相談
再度チェックリストを確認する
申請に必要な書類を揃える
3 申請
申請から2ヶ月程度で交付決定
4 交付決定
必要に応じて、益城町および集落支援員に相談してください
5 事業開催
6 事業報告

申請までのチェックリスト

- 補助金申請の手引きや説明会を通じて、つなぐ補助金の趣旨を十分に理解している。(※説明会の日程は以下参照ください)
- 申し込みフォームから事業相談会に申し込む。
※申し込みフォームはチラシ掲載のQRコードもしくは、ホームページより参照ください。
※お電話での申し込みもできます。復興まちづくりセンター『じいいろ』にお問い合わせください。
- 事業相談会へ参加するまでに、実施事業案に基づいた『事業計画書(別記第2号様式)』を作成してみる
- 事業相談会の内容を加味して、『事業計画書』の加筆・修正を行う
- 申請書類一式を、益城町総務課町長公室に提出する

説明会および事業相談会の日程

説明会	日 時	会 場
R.7 12月3日(水)10:00～12:00	復興まちづくりセンター にじいいろ	
R.7 12月7日(日)10:00～12:00		

事業相談会	日 時 ※要申込	会 場
R.7 12月19日(金)9:30～12:00	復興まちづくりセンター にじいいろ	
R.7 12月21日(日)9:30～12:00		
R.8 1月16日(金)9:30～12:00		
R.8 1月25日(日)9:30～12:00		

*補助金の申請から交付まで2ヶ月程度かかりますので、令和8年1月の事業実施をご検討の場合は、直接『益城町総務課町長公室』までお問い合わせください。
【補助金に関する問い合わせ】益城町役場 総務課 町長公室 TEL:096-286-3111
【事業内容や企画に関する問い合わせ】益城町集落支援員 TEL:096-284-1711
(復興まちづくりセンターにじいいろ)

：つなぐ補助金チラシ裏面

- ・チラシの裏面には、**申請までのチェックリスト**が記載しております
- ・また、事業相談に関する申し込みは、同チラシの裏面に**QRコード**を掲載していますので、参考のうえお申し込みください。

【補助金に関する問い合わせ】

益城町役場 総務課 町長公室 TEL:096-286-3111

【事業内容や企画に関する問い合わせ】

益城町集落支援員

TEL:096-284-1711

申請のながれ

1. 益城町集落支援員への事前相談

補助金の申請には益城町集落支援員（小仲、中村、井下、吉海）への事前相談が必要です。

2. 申請書類の提出

【提出書類】

- (1) 交付申請書（別記第1号様式）
- (2) **事業計画書**（別記第2号様式） → **事業相談会の参加にも
必要です！**
- (3) 収支予算書（別記第3号様式）
- (4) 団体の定款、規約、規則等
- (5) その他町長が必要と認める書類（必要に応じて提出していただきます。）

振り返りも兼ねて、あらためて

3. 審査及び交付決定等

益城町つなぐ交付審査会において内容を審査し、交付又は不交付の決定を行います。決定通知書は、後日、**代表者に通知**します。

【交付が決定した場合】

4. 事業の実施

イベント等を実施する場合は、**集落支援員が取材等**に伺います。

お願い



tsunagu MASHIKI

4. 事業の実施（広報時、イベント時など）

本事業を実施するうえでの広報やイベント関係の資料には、「つなぐ補助金ロゴマーク」を適宜掲載・活用ください。

申請のながれ

【交付が決定した場合】

5. 実績報告書類の提出

事業完了後、1か月を経過する日までに提出してください。

【提出書類】

- (1) 実績報告書（別記第8号様式）
- (2) 事業報告書（別記第9号様式）
- (3) 収支決算書（別記第10号様式）
- (4) 支出を証する領収書等の写し
- (5) 写真（消耗品費、広告料等を事業費に計上した場合に限ります。）
- (6) その他町長が必要と認める書類（必要に応じて提出していただきます。）

【交付が決定した場合】

6. 補助金の額の確定

提出いただいた実績報告書類をもとに、助成金の額を確定します。

7. 助成金の請求

補助金の確定通知を受領した団体は、請求書（別記第12号様式）を提出していただきます。なお、必要に応じて、概算払い（前払い）の請求ができます。

このようなときはご相談ください！

○ 事業内容や経費に変更が生じたとき

※変更申請書の提出が必要な場合があります

○ 気象条件、天変地異等主催者の意思に基づかない不測

の事態により事業の全部又は一部が中止となったとき

※執行済みの経費やキャンセル料等の中止に係る経費

は補助対象とすることができます

また、虚偽の申請等があった場合は、決定の取り消しや助成金の返還が発生しますので、ご注意ください。

説明会および事業相談会の日程

説明会	日 時	会 場
	R.7 12月3日（水）10:00～12:00	復興まちづくりセンター にじいろ
	R.7 12月7日（日）10:00～12:00	

事業相談会	日 時 ※要申込	会 場
	R.7 12月19日（金）9:30～12:00	
	R.7 12月21日（日）9:30～12:00	復興まちづくりセンター にじいろ
	R.8 1月16日（金）9:30～12:00	
	R.8 1月25日（日）9:30～12:00	

※補助金の申請から交付まで2か月程度かかりますので、令和8年1月の事業実施をご検討の場合は、直接『益城町総務課町長公室』までお問い合わせください。

事業相談会の日程

Q & A

Q. ほかの補助金との組み合わせは可能ですか？

A. 可能ですが、収支についての提出書類（「収支予算書」および「収支決算書」）には、必ずご記入ください。また、ほかの補助金などのその他の収入により、収益が生じる場合は、補助金の額から収益相当額を控除します。

Q. 期間内でいつでも申請できるのでしょうか？

A. いつでも申請できますが、申請から交付決定までに2ヶ月ほどかかりますので、事業実施に間に合うように申請をお願いします。

Q. 事業間の連携は可能でしょうか

A. 事業間の連携は可能ですが、認められない場合もありますので、事前相談の際に集落支援員に、内容について必ずご相談ください。

Q. 1つの申請で複数の事業（イベント）を実施することは可能でしょうか？

A. 補助対象事業の実施期間内（R8.1.1～R8.12.31）であれば可能です。

Q. 申請者の旅費にも補助金が適用されるでしょうか？

A. 適用されますが、認められない場合もありますので、事前相談の際に集落支援員に、内容について必ずご相談ください。

Q. お金を使い切らなかつたときはどのような対応になるでしょうか？

A. 概算払いにより交付された補助金の額が、実績報告後に確定した補助金の額よりも多い場合は、返還が必要になります。